

先進事例 3 市の条文（子どもの権利の日関係抜粋）

【川崎市子どもの権利に関する条例】

（かわさき子どもの権利の日）

第 5 条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

【武蔵野市子どもの権利条例】

（子どもの権利の普及啓発）

第 4 条 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。

2 市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。

3 武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。

【参考（道内 6 市のうち 2 市で規定）】

【札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例】

（子どもの権利の日）

第 5 条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

【北広島市子どもの権利条例】

（子どもの権利月間）

第 5 条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間（以下「子どもの権利月間」といいます。）を設けます。

2 子どもの権利月間は、11月とします。

3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。